会　　場	東京大学	お茶の水女子大学	京都大学
参加府省	26府省	27府省	24府省
参加者数	約300人	約430人	約140人

女性のためのトークライブ

女性のためのトークライブは、国の行政の第一線で企画立案等の業務で活躍している女性行政官が、現在携わっている行政課題について、様々な経験を踏まえながら、学生に近い目線で説明を行い、仕事のやりがいや仕事と家庭の両立についても言及することにより、より多くの女性に国民全体の奉仕者としての仕事の魅力や勤務の実情等について理解と関心を深めてもらうことを目的としている。

（早稲田大学、上智大学で、計３回６講演実施）

○早稲田大学

実施日	府省名	講演テーマ
平成27年10月６日（火）	経済産業省	経済産業省で働く～入省８年目の一職員の視点から～
	金　融　庁	「金融」の役割と「金融庁」における業務～入庁後５年間の業務を振り返って～
10月８日（木）	環　境　省	国家公務員として働くということ～環境省での経験を振り返って～
	警　察　庁	行政官として、そして警察官として

○上智大学

実施日	府省名	講演テーマ
平成27年12月４日（金）	文部科学省	〝未来省〟我が国の未来への戦略～入省７年目職員の視点から～
	内　閣　府	内閣府の役割と業務～内閣の重要政策と総合調整について～

霞が関インターンシップ

◎　公共政策大学院生インターンシップ

公共政策大学院の学生に行政の現場で政策決定などの行政実務に係る就業経験の機会を付与することを通じて、大学院の教育に協力するとともに、行政に対する理解を深めてもらうことを目的としている。

（平成27年７月～９月に実習、８大学院から43人、14府省で実施）

◎　法科大学院生インターンシップ

法科大学院の学生に行政の現場で政策決定などの行政実務に係る就業経験の機会を付与することを通じて、大学院の教育に協力するとともに、行政に対する理解を深めてもらうことを目的としている。

（平成27年７月～９月に実習、８大学院から29人、11府省で実施）

公共政策大学院及び法科大学院の学生を対象とした人材確保・啓発活動

人事院は、重要な人材供給源である公共政策大学院及び法科大学院の学生を対象とした人材確保・啓発活動を行っている。

１　公共政策大学院の学生を対象とした人材確保・啓発活動

⑴　霞が関特別講演（前掲）

⑵　公共政策大学院生インターンシップ（前掲）

⑶　公共政策大学院との意見交換会

公共政策大学院教員（４人）と公務における人材確保をめぐり意見交換（平成27年度は、12月21日（月）に実施）

⑷　公共政策大学院の連続講義への職員派遣

公共政策大学院において、授業の一環として行われる政府の主要政策に係る連続講義に、各府省の課長補佐・企画官クラスの職員を講師として派遣

【平成27年度実績】

早稲田大学（９月～１月）12府省

２　法科大学院の学生を対象とした人材確保・啓発活動

⑴　法科大学院生インターンシップ（前掲）

⑵　法科大学院生を対象とした中央省庁合同業務説明会（平成20年度より実施）

法科大学院修了生及び最終学年生を対象に、中央省庁の業務内容や人材育成などについて府省ごとに説明することを通じて、公務理解に資することを目的として実施

・平成27年８月31日（月）法政大学　約50人

（参考：総合職試験（事務系区分）における公共政策大学院・法科大学院出身者数）

		申込者数		合格者数		採用者数	
総合職試験行政、政治・国際、法律及び経済区分の合計	26年度	14,507人	(100.0%)	1,048人	(100.0%)	300人	(100.0%)
	27年度	15,276人	(100.0%)	835人	(100.0%)	283人	(100.0%)
公共政策系大学院	26年度	199人	(1.4%)	49人	(4.7%)	30人	(10.0%)
	27年度	178人	(1.2%)	54人	(6.5%)	22人	(7.8%)
法科大学院	26年度	626人	(4.3%)	147人	(14.0%)	24人	(8.0%)
	27年度	770人	(5.0%)	196人	(23.5%)	30人	(10.6%)

㈱１　公共政策系大学院には、専門職大学院以外の公共政策系大学院を含む。

２　採用者数は、各年度の翌年度における採用者数であり、平成27年度は平成28年３月31日現在の採用内定者数である（過年度試験からの採用（内定）者を含む。）。

３　採用者数には、特別職の採用者を含む。

４　総合職試験行政、政治・国際、法律及び経済区分は院卒者試験（行政区分）及び大卒程度試験（政治・国際区分、法律区分及び経済区分）の合計である。

（参考：法科大学院出身者を国家公務員に採用する仕組み）

１　国家公務員採用総合職試験による採用

⑴　法科大学院など専門職大学院を含む大学院修了者を対象とした院卒者試験を平成24年度に創設し、法科大学院修了者は、その専門性をいかして受験することが可能

⑵　院卒者試験に、新司法試験合格者を対象とした法務区分を平成24年度に創設し、新司法試験合格者については、専門試験を行わず、基礎的能力を検証するとともに、政策課題討議試験と人物試験を重視した能力実証

２　任期付職員法に基づく採用

任期付職員法に基づき、法曹有資格者（弁護士）を、任期を定めて採用